



## エイジフレンドリーパートナー表彰について

エイジフレンドリーパートナー表彰については、事業者のモチベーションの向上とパートナー事業者の取組の活性化およびパートナー制度のPRのため、令和3年度から実施したものであり、応募を募りすぐれた取組を行う事業者を2年間で16者表彰した。

今後、自ら応募はしないもののすぐれた取組を実施している事業者等を表彰するために、表彰制度を変更しようとするものである。

### 1 令和5年度表彰

- (1) 通知時期：令和4年度取組状況の報告依頼時に、表彰制度の変更について通知する。
- (2) 表彰対象：令和4年度（令和4年4月～令和5年3月）の取組とし、3および4年度で表彰した取組は、表彰対象から除く。
- (3) 選出方法：取組状況報告から事務局が表彰候補者を選出し、行動計画推進委員会で選考する。

令和4年度		令和5年度										(令和6年)	
2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
取組期間： 令和4年4月 ～令和5年3月		報告期間 4/1 4/30		●第1回推進委員会			●エイジの日		●第2回推進委員会 (表彰選考)			●第3回推進委員会	
		●令和4年度取組報告提出											

### 2 制度比較

	令和5年度以降	令和3・4年度
選出方法	事務局が候補者を選出 (取組状況報告から)	事業者の応募 (応募用紙提出)
選考方法	推進委員会(選考委員による選考を経て)	
募集通知	なし	令和4年6月10日
対象期間	前年度(令和4年度)	パートナー登録から令和4年7月まで
選考時期	11月頃の第2回行動計画推進委員会	
表彰時期	1月のパートナー研修会	
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優れた取組でも事業者が応募しないと表彰できない状況を改善できる。</li> <li>・表彰数を調整できる。</li> <li>・大小さまざまな取組を表彰できる。</li> <li>・事業者規模、本業と本業以外、業種別など、部門を分けて表彰することも可能になる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募により、表彰すべき取組内容を把握できる。</li> <li>・候補者について事務局による意思の介入がない。</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取組内容の表現が上手な事業者が選出される可能性が高い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募の想定ができない。</li> <li>・応募事業者が全て表彰となっている状況である。</li> </ul>